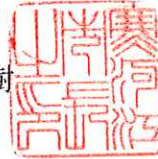


## 一般廃棄物処分業許可証

住所 寒河江市大字日田字中向400番地  
氏名 株式会社 アールテック  
代表取締役 後 藤 重 信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項  
の許可を受けた者であることを証する。

寒河江市長 佐藤 洋 樹



許可の年月日 令和 2 年 1 月 20 日  
許可の有効期限 令和 4 年 1 月 19 日

- 1 事業の範囲  
事業の区分 ごみ処理施設(破砕処理)  
一般廃棄物の種類 木くず、廃プラスチック、紙くず、粗大ごみ
- 2 許可の条件
  - (1) 許可業者は、市の指示に従い廃棄物の処分を行うこと。
  - (2) 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条第1項の処理基準に従い、一般廃棄物の処分を行わなければならない。
  - (3) 許可業者は、特別管理一般廃棄物の処分を行うときは、政令第4条の2第1項の処理基準に従わせなければならない。
  - (4) 許可に係る権利を他に譲渡し、又は他に代行させてはならない。
  - (5) 条件に定めるもののほか、関係法令に違反する行為があった場合は、許可を取消し、又は業務の変更を命ずることがある。
- 3 許可の更新、変更の状況  
更新